

宴会場のご利用について(ウエディング利用規約)

当ホテルでは、ウエディング(以下、ウエディング等と称します)のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご承知おきください。

1. ウエディングご利用時間と追加料金

挙式・披露宴等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下、ウエディング利用時間と称します)は、所定の料金をお支払いいただいておりますが、この時間を超過した場合は追加料金をご頂戴いたします。

但し、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承ください。

2. 有料人数の確認

お料理等を用意する最終人数(以下、有料人数と称します)を披露宴等の開催日の3日前正午までにホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、披露宴等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

3. 契約の成立とお込金(内金)

お客様双方の申込書への署名及び申込金20万円の支払いをもって契約は成立いたします。

なお、申込金は挙式・披露宴等の代金、解約料金、又は日程変更料金の一部として充当いたします。

4. 挙式・披露宴等費用の支払

挙式・披露宴等の見積金額は、開催日の7日前までに、所定の金融機関にお振込みください。

なお、開催日に飲食等の変動があった場合には、後日に精算させていただきます。

5. 取消料(挙式・披露宴等開催日を起算して)

すでにご契約いただいた挙式・披露宴等を取消される場合には、原則として下記、解約期日により取消料を頂戴いたします。

① 365日前まで	申込金の20%
② 364日前から181日前まで	申込金の50%
③ 180日前から151日前まで	申込金の全額
④ 150日前から91日前まで	申込金全額と見積額の20%
⑤ 90日前から61日前まで	申込金全額と見積額の30%
⑥ 60日前から31日前まで	申込金全額と見積額の40%
⑦ 30日前から11日前まで	申込金全額と見積額の50%
⑧ 10日前から前日まで	申込金全額と見積額の80%
⑨ 当日	申込金全額と見積額の100%

上記取消料には、サービス料及び消費税は加算されません。
見積額については、④⑤は申込時 ⑥～⑨は最新の金額になります。
※手配済み等による費用が発生した場合には、上記取消料とは別途に請求させていただきます。

6. 装飾・余興等の手配

挙式・披露宴等に関する装飾・音楽・余興等につきましては、ホテルから指定業者に手配させていただきます。お客様がホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は挙式・披露宴等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡の上その了承を得てご依頼ください。

(ホテルの事前の了解を得ないで直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください。)

7. ホテル内における事故・盗難

ホテル内において、お客様側の管理のもとで発生した事故・盗難につきましては、当ホテルの故意又は重大な過失がある場合を除き当会場は一切の責任を負いませんので十分にご注意ください。

8. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損、損傷等しないよう十分にご注意ください。

万が一、施設・什器備品等の破損・損傷等が発生した場合には、ホテルからの指示に従って速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担していただきます。

9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっております。

- ① 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み(身体障害者補助犬は除く)
- ② 発火又は引火性の物品の持込み
- ③ 悪臭を発生するものの持込み
- ④ 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤ 備品等の移動・損傷・汚損
- ⑥ 使用目的以外のご利用
- ⑦ 大音響や振動を伴う余興(楽器の演奏などは事前に担当者にご相談ください)
- ⑧ その他法令で禁じられている行為

10 ウエディング利用契約締結の拒否

次に掲げる各項目につきましては、ウエディング等利用契約の締結には応じられませんので予めご了承ください。

- ① ホテル利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、または同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者等を含む反社会的勢力に属する者がいる場合
- ② ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ③ ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- ④ 挙式・披露宴等のご主催者又はご出席者に対し、抗議活動やいやがらせ、他のお客様や近隣地域にご迷惑をおよぼす行為やそのおそれがある場合

11 当ホテルの契約解除権

次に掲げる各項目につきましてはウエディング等のお申込みをお断りし、又は既にご契約いただいた場合でも、そのご契約を解約させていただきます。ご了承ください。

- ① 挙式・披露宴等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をされ、又はその恐れがあるとホテルが判断した場合
- ② 挙式・披露宴等にご出席されるお客様が、他のお客様にご迷惑をおかけする、又はその恐れがあるとホテルが判断した場合
- ③ 指定した期日までにお支払いがない場合
- ④ この「ウエディング利用規約」に違反する事実があった場合
- ⑤ 天災または施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会場等を使用することができなくなった場合

なお、上記①～④の場合につきましては、当館からご解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはせず、お客様には上記5の取消料に準じてお支払いいただきますのでご了承ください。

12 感染症・伝染病などの対応

インフルエンザ・ノロウイルス感染症・その他感染症等の拡大防止のため、申込者と出席されるお客様において、開催日より起算し7日前から当日までに、これらの感染症の諸症状・感染症を疑わせる嘔吐・下痢・発熱等が認められた場合、事前に当館にご連絡いただきます。また、申込者と出席されるお客様がこれらの感染症に罹患し、挙式・披露宴等の開催が困難と判断される場合、中止、又は延期について協議をさせていただく場合がございます。

13 その他

個人情報の取扱いに関しては、下記URLよりご確認ください。

<https://www.espacioenterprise.com/privacy/>

施設及び景観の保全・維持管理に伴い、建物・植栽・室内の装飾品器具・備品類の変更や修繕を行う場合があります。